

世田谷区立玉川野毛町公園への民間活力導入に関する  
サウンディング調査実施要領

平成30年9月

世田谷区みどり33推進担当部みどり政策課

## 1. 背景と目的

国分寺崖線の崖上の武蔵野台地に位置する世田谷区立玉川野毛町公園(以下、本公園という。)は、昭和31年に都立公園として開園し、昭和40年に区へ移管されて以来、長年にわたり、地域のシンボルである野毛大塚古墳並びにみどりのオープンスペース、レクリエーションの場として地域住民に親しまれてきました。

また、近隣に位置する等々力溪谷公園は、東京23区唯一の自然溪谷であり、自然景観を求めて多くの利用者が来訪しており、本公園内に位置する野毛大塚古墳とともに散策経路として親しまれています。

区では、平成29年に「生きものつながる世田谷プラン」(世田谷区版生物多様性地域戦略)を策定しており、その行動計画において、玉川野毛町公園拡張事業を「生きもの拠点づくりプロジェクト」と称したリーディングプロジェクトに位置づけ、公園整備による生物多様性に配慮した環境づくりをはじめ、体験・学習の場として活用することとしています。

また、平成元年から実施された野毛大塚古墳の調査で出土した遺物が世田谷区所蔵としては初めて、平成28年8月に一括して国の重要文化財に指定されたことから、文化財資源に対する注目が集まるとともに、その活用の機運が高まっています。

これらの状況をふまえ、公園サービスの向上を図るため、区では国家公務員宿舎跡地の一部を取得し、本公園の新たな区域として、既存のみどりの保全と公園機能の拡充を図ることとしました。

さらには、これらの視点を踏まえ、本公園の拡張計画を進めるとともに、既開園区域の各施設については老朽化が進行していることから、今後拡張計画の検討を踏まえつつ、既開園区域の改修計画の検討も進める予定です。

本調査では、民間事業者と対話を通じて、民間活力の効果的な導入方策について意見をお聞きし、事業提案や事業参入に係る条件等の把握を行い、今後の拡張計画及び既開園区域の改修計画へ反映することを目的としています。

## 2. 本公園の現状

本公園は、既の開園している区域(既開園区域)とこれから開園する区域(拡張区域)の大きく2つに分けられます。

既開園区域の敷地内には、野毛大塚古墳、テニスコート、野球場、屋外プール、デイキャンプコーナー、駐車場、遊具、多目的広場(多目的に使えるスペース、バスケットボールリング)、トイレ、防災倉庫、マンホールトイレ等が設けられています。

拡張区域については、3.で示している公園拡張の基本的な考え方に基づき、拡張計画の検討を進めており、今後、地域住民や民間事業者の皆様と対話をしながら公園計画づくりを進めるものとしています。

さらには、既開園区域は施設全体が老朽化していることから、拡張計画を踏まえな

がら、今後の改修計画を検討しております。

玉川野毛町公園は、地域の歩行者動線の一部となっており、等々力駅周辺に向かう通勤通学や買い物などの利用者の移動経路となっております。また、都道 311 号（通称：環八）に接道しており、第三京浜の玉川インターチェンジの出入り口に近接しております。

### 3. 公園拡張の基本的な考え方

公園拡張の基本的な考え方は、以下のとおりです。平成 35 年の開園に向けて施設計画を具体化していきます。

#### (1) みどりとみずをつなぐネットワークづくり

国分寺崖線のみどりや東京 23 区唯一の自然渓谷である等々力渓谷等、貴重で豊かな自然を活かし、生きものの拠点となり、都市生活における貴重な自然体験の場を提供します。

草地から多様な階層構造をもったみどりを創出し、豊かな生態系を形成し、生きものネットワークを強化します。

#### (2) 歴史・文化を感じられる空間づくり

有史以来の世田谷の歴史を学び、次の時代に引き継ぎ、文化を育てる場をつくります。

国分寺崖線には荏原台古墳群と呼ばれる多くの古墳群がみられます。野毛大塚古墳や重要文化財に指定された出土品等の文化財を通して、多摩川等周辺の自然環境と歴史・文化を守り伝える場をつくります。

#### (3) 安全・安心の公園づくり

地域の動線を継承し、にぎわいの場をつくり、子どもからお年寄りまで、安心して訪れることができる楽しい場をつくります。

地域の防災活動拠点、広域避難場所、緊急輸送道路（環状八号線）を踏まえた、災害対応拠点をつくります。

上記を踏まえ、エントランス機能、広場機能、みどり機能の 3 つの機能を中心に拡張区域内のゾーニングや動線を検討します。

以下のとおり、参考資料を添付いたしますので、ご参考ください。

- ・玉川野毛町公園拡張事業の基本的な考え方について【参考資料 1 参照】
- ・玉川野毛町公園拡張区域の整備について【参考資料 2 参照】
- ・ゾーニングと動線イメージについて【参考資料 3 参照】

次頁 4 . へつづく

#### 4. 事業概要及び敷地や周辺の状況

(1) 玉川野毛町公園拡張事業の概要【参考資料4参照】

(2) 本公園を取り巻く自然環境及び歴史・文化資源【参考資料5参照】

玉川野毛町公園を中心とした広域状況を示しています。

(3) 玉川野毛町公園の現況【参考資料6参照】

本公園の現況を示す写真を掲載しています。

(4) 玉川野毛町公園の周辺状況【参考資料7参照】

周辺の交通や商業施設、用途地域や埋蔵文化財の範囲等の状況を示しています。

(5) 玉川野毛町公園等の利用状況【参考資料8参照】

既開園区域の野球場、テニスコート、屋外プール、駐車場及び等々力溪谷公園の利用状況を示しています。

(6) 玉川野毛町公園の利用実態等【参考資料9参照】

玉川野毛町公園の利用実態の把握や公園利用者のアンケート調査を行い、公園利用者数をはじめ利用行動(アクティビティ)、公園に対する需要等に関する調査結果を示しています。

#### 5. 調査の方法及び内容

(1) 調査の方法

事前に提案者から提出された様式4「提案書」及び「事業計画図面(様式は任意)」をもとに、個別対話により調査を行います。

詳細スケジュール等については「6. 調査の手続き」をご覧ください。

(2) 調査の対象施設

1) 既開園区域の各施設

2) 拡張区域の各施設

3) 玉川野毛町公園全体での事業展開について

(3) 提案における視点

・拠点となる施設について

区は、玉川野毛町公園一体(拡張区域、既開園区域、等々力溪谷公園)を世田谷区の「みどり」と「歴史・文化」の拠点、公園利用や地域防災の拠点機能として、現地の情報や普及啓発、体験や学習の場、住民協働等の活動に必要な機能を複合化した施設の検討をしています。施設整備の検討にあたり、事業者の提案を求めます。

・等々力溪谷公園利用者を想定した施設整備について

区は、玉川野毛町公園拡張事業にあたり、連続する等々力溪谷公園等の地域観光利用者の取り込みを想定し、休憩・休息の場や便益施設の整備を行いたいと考えています。

・野毛大塚古墳の活用について

野毛大塚古墳は、古墳時代中期につくられた荏原台古墳群中にある帆立貝形の古

墳であり、東京都の文化財に指定されております。平成元年から実施された野毛大塚古墳の調査で出土した遺物が世田谷区所蔵としては初めて、平成28年8月に一括して国の重要文化財に指定されました。区は、文化財資源に対する注目が集まるとともに、その活用の機運が高まっていることから、野毛大塚古墳の効果的な活用が求められています。

・公園利用者の主な要望について

公園利用者のアンケート結果によると、カフェやレストラン等の飲食店や、飲食物を提供する売店等の便益施設の設置が求められています。また、現在、公園利用にあたり、天候急変時において、利用できる休憩施設等が無い場合、雨天時にも楽しめる施設の設置が求められています。

また、公園利用にあたっては、子育て世代が多いことから、子育て世代の公園利用をサポートする施設の充実が求められています。(例)子どもと一緒に利用できるトイレ、おむつ替えスペース、授乳スペース、着替えスペース、キッズスペース等)

拡張区域においては、既存の樹木やオープンスペースをいかした公園整備が求められています。

・既開園区域の改修について

既開園区域は開園から長期間が経過し、老朽化していますので、拡張区域の計画にあわせて改修を予定しております。区としては、現在の公園機能の同等以上を確保したうえで、有効な公園利用を図ってまいりたいと考えております。

・屋外プール施設について

屋外プール施設については、老朽化しており改修を予定しております。現在、夏季の営業のみ行っており、改修にあたっては、夏季のプール利用以外も利活用を図る等の施設の有効活用が求められています。

・公園内の建物施設について

既開園区域の建物施設は全体に老朽化していることから、公園内の拠点、管理、便益施設等の建物施設の整備とあわせて、統廃合を行うなど効率化が求められています。

・公園の整備、管理運営

公園の利用状況を踏まえ、公園サービスの質の向上を図ると共に、持続可能な公園管理運営について、検討を行ってまいります。

(4) 提案内容

本公園の現状と公園拡張の基本的な考え方を踏まえ、公園利用者がより利用しやすくなるような公園サービスの向上や公園全体の賑わいの創出につながることを視点として、既存施設の状況及び整備の方針を踏まえた上で、以下の施設に関して、自由な発想で提案してください。

1) 既開園区域の各施設について

～ の施設を対象として民間活力導入を図る場合、利活用や機能拡充等の観点からどのようなアイデアが考えられるか、提案可能な施設を選択してご提案ください。

施設名	施設の状況	整備の条件や視点
野毛大塚古墳	・野毛古墳群の中心となる5世紀初頭に築かれた古墳で、帆立貝式としては全国でも最大級の前方後円墳です。	・都指定史跡に指定されているため、拡張区域にまたがる区域も含めて現在の位置・形状を維持することが前提となります。 ・野毛大塚古墳の効果的な活用が求められています。
野球場	・軟式野球やソフトボールに使用できるナイター設備なしの施設(1面)で、有料施設(平日2時間3,360円、土日祝日3,960円)です。	・野球場西側に高圧線が通っているため、現在の位置・形状を維持することが前提となります。 ・既開園区域内の設置とします。
テニスコート	・全天候型でナイター設備なしの施設(2面)で、有料施設(平日2時間2,400円、土日祝日2,880円)です。	・現状の機能以上を維持することが求められています。 ・既開園区域内の設置とします。
屋外プール	・一般用(水深0.8～1.2m)及び幼児用のプールがあり、有料施設(高校生以上360円、小・中学生、65歳以上、障害のある方100円等)です。 ・夏季(7月1日～9月10日)のみ営業しています。 ・1973年建築	・老朽化が進行しており、将来的な改修が計画されています。 ・改修にあたっては、夏季のプール利用以外も利活用を図る等の施設の有効活用が求められています。 ・現状の機能以上を維持することが求められています。
多目的広場	・多目的に使用できる広場です。広場にはバスケットボールリングや人工芝がひかれ、サッカーやバスケットボール等の利用がされています。	・現状の機能以上を維持することが求められています。

施設名	施設の状況	整備の条件や視点
駐車場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 20台(19台、うち車いす用1台)、有料施設(30分100円)です。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 既開園区域の駐車場は20台であり、土日祝日は公園利用者が多く駐車場が不足している状況です。既開園区域並びに拡張区域の整備に伴って、規模の拡大等が求められています。</li> </ul>
デイキャンプコーナー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子どもたちの野外活動の練習をするための施設であり、大人だけの利用はできません。</li> <li>・ かまど、洗い場</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現状の機能以上を維持することが求められています。</li> <li>・ 拡張区域への移転も考えられます。</li> </ul>
便益施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自動販売機</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公園利用者のアンケート調査の結果、公園サービスの向上のため、飲食店、売店等の設置が求められています。</li> </ul>
管理事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 有料スポーツ施設の受付窓口や更衣室、シャワー室、授乳室をはじめ公園管理の為にバックヤードを有しています。</li> <li>・ 1986年建築</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現状の機能以上を維持することが求められています。</li> <li>・ 施設は老朽化しており更新が求められています。新たに整備する建物施設とあわせて統廃合など効率化が求められています。</li> </ul>
防災倉庫と公園トイレ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災倉庫と公園トイレが合築されています。</li> <li>・ 1981年建築</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用に供される公園トイレは老朽化しており、更新が求められています。</li> <li>・ 新たに整備する建物施設とあわせて統廃合など効率化が求められています。</li> </ul>

次頁2)へつづく

## 2) 拡張区域の各施設について

以下の施設を対象として民間活力導入を図る場合、拠点となる施設、エントランス機能、広場機能、みどり機能を効果的に発揮する観点からどのようなアイデア（機能・サービスの内容、施設規模など）が考えられるか、ご提案ください。

施設名	施設の状況	整備の条件や視点
A. 拠点となる施設	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・世田谷区のみどり（生物多様性）と歴史・文化の拠点とするため、現地の情報発信を行うとともに、普及啓発、体験や学習、住民協働等の活動に必要な機能を有する施設の検討がされています。</li> <li>・公園内に位置する野毛大塚古墳をはじめ、公園施設や周辺の案内、公園利用、活動の拠点となるビジターセンター機能、雨の日でも楽しめる施設が求められています。</li> <li>・子ども連れの公園利用をサポートする施設（子ども用トイレ、おむつ替えスペース、授乳スペース、キッズスペース等）の充実が求められています。</li> <li>・便益機能等</li> </ul>
a. エントランスゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存区域及び拡張区域にまたがる範囲</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既開園区域の駐車場の拡充が求められています。</li> <li>・案内サインの設置が検討されています。</li> <li>・その他出入り口にふさわしい機能等の設置が考えられます。</li> </ul>
b. 古墳・広場ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・野毛大塚古墳の遺構や埋蔵文化財が位置する。</li> <li>・既存に樹木あり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広いオープンスペースの確保が求められています。</li> <li>・野毛大塚古墳の遺構や景観の連続性をいかした広場づくり</li> <li>・緑陰（木陰）の創出</li> <li>・イベントが開催できる広場</li> </ul>

c.みどりゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 既存に樹木あり</li> <li>・ 埋蔵文化財が位置する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 既存の樹木をいかし、生物多様性に配慮した樹林地の育成や維持管理を住民参加で行い、みどりや生きものと触れ合える自然体験の場づくりを行いたいと考えています。</li> </ul>
----------	--	--

### 3) 公園全体について

公園全体を対象として民間活力導入を図る場合、公園内の各施設をより効果的に活用を図る観点から、どのような民間活力導入の方法(対象となる施設・業務の範囲、事業手法や管理運営の形態、費用分担など)が考えられるか、ご提案ください。

なお、野毛大塚古墳、野球場については、現在の位置・形状を維持することが前提となります。

#### (5) その他

- ・ 都市公園法、世田谷区立公園条例、関係法令等を遵守した提案をしてください。
- ・ 都市公園法第5条の2から9に規定される「公募設置管理制度(P-PFI)」に基づく施設の設置も提案可能です。「公募設置管理制度(P-PFI)」の詳細内容については、都市公園法及び国土交通省のウェブサイトをご参照ください。

【URL】<http://www.mlit.go.jp/common/001197545.pdf>

## 6. 調査の手続き

### (1) 対象者

対象者は、法人及びその他の団体又はその連合体とします。

#### 参加除外要件

- ・ 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により、更生手続開始の申し立てをしている場合。
- ・ 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により、更生手続開始の申し立てをしている場合。
- ・ 法人税、消費税及び地方消費税などの税金を完納していない場合。
- ・ 都市計画法等において法令違反がある場合。
- ・ 地方自治法施行例令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当するもの
- ・ 世田谷区暴力団排除活動推進条例(平成24年12月10日条例第55号)第2条に規定する「暴力団」及び「暴力団員」は参加できません。

次頁(2)へつづく

## (2) スケジュール

調査のスケジュールは以下のとおりです。

項目	時期(予定)
実施要領の公表	平成30年 9月25日(火)
事前説明会の参加受付	平成30年 9月26日(水)～10月12日(金)
事前説明会(現場説明含む)	平成30年10月12日(金)16日(火)
質問受付	平成30年10月15日(月)～10月26日(金)
質問回答	平成30年11月 5日(月)
参加申込及び提案書受付	平成30年10月15日(月)～11月16日(金)
提案者との個別対話	平成30年11月19日(月)～11月30日(金)
実施結果の公表	平成31年 2月上旬

## (3) 実施要領の公表

世田谷区立玉川野毛町公園への民間活力導入に関するサウンディング調査実施要領(本資料)は、世田谷区ホームページに掲載します。

【掲載箇所】[世田谷区トップページ](#) [くらしガイド](#) [楽しむ・学ぶ](#) [公園・緑道案内](#) [公園に関するお知らせ](#) [世田谷区立玉川野毛町公園への民間活力導入に関するサウンディング調査を実施します。](#)

【URL】<http://www.city.setagaya.lg.jp/kurashi/106/157/692/d00161970.html>

【公表日】平成30年9月25日(火)

## (4) 事前説明会

調査の目的、施設状況及び周辺状況、調査の内容等の説明並びに現場見学(拡張予定区域、既開園区域)を含む事前説明会を以下のとおり開催します。

【開催日】平成30年10月12日(金)、10月16日(火)

【開催時間】第1回：10時00分から11時30分まで

第2回：12時30分から14時00分まで

第3回：14時30分から16時00分まで

申し込み順により各回定員(15名程度)になり次第、締め切らせて頂きます。

【開催場所】玉川野毛町公園内 管理事務所2階 会議室

駐車場台数は20台と少ないため、公共交通機関でお越しください。

参加は事前申込制となります。様式1「事前説明会参加申込書」に必要事項を記入の上、10月12日(金)の事前説明会に参加を希望の方は10月10日(水)17時まで、10月16日(金)の事前説明会に参加を希望の方は10月12日(金)17時までに電子メールにて提出してください。土日祝日を除き、翌々日を

目安に事前説明会の【参加票】を送付しますので、連絡が無い場合は、お手数ですが問い合わせ先まで連絡ください。先着順に、各回を締め切りさせていただきます。必要に応じて、世田谷区ホームページにて、情報提供いたします。

事前説明会は1事業者あたり3名までの参加とします。

また、本調査の参加について、事前説明会の出席が必須条件となりませんが、調査を効率的に進行するために可能な限り参加をお願いします。

#### (5) 質問の受付と回答

本調査や実施要領等に対する質問は、様式2「質問書」に必要事項を記入のうえ、「(13)問い合わせ先」の電子メールアドレスあてに提出してください。回答は世田谷区ホームページに掲載します。複数社で提案を行う場合は、代表者が質問を取りまとめて行ってください。質問回答は、以下の質問回答日に行います。

【質問受付期間】平成30年10月15日(月)～10月26日(金)

【質問回答】平成30年11月5日(月)

#### (6) 参加申込及び提案書の提出

##### ・参加申込書の提出方法

様式3「参加申込書」に必要事項を記入のうえ、「(13)問い合わせ先」の電子メールアドレスあてに提出してください。

また、メールの件名に「【参加申込】玉川野毛町公園サウンディング調査」と記載ください。

【受付期間】平成30年10月15日(月)～11月16日(金)

##### ・提案書の提出方法

様式4「提案書」に必要事項を記入のうえ、必要に応じて「事業計画イメージ資料(様式は任意)」を添付し、「(13)問い合わせ先」の電子メールアドレスあてに提出してください。郵送または持参も可能です。

「事業計画イメージ資料」については、PDFにて提出ください。

また、当日配付用の提案書については、必要部数を印刷して持参してください。なお、必要部数については、別途ご連絡します。

事業計画イメージ資料の内容

- ・提案書とあわせて提案する事業や施設等の内容のわかる資料とします。提案する施設や事業等の位置や平面図、イメージ図、類似事例や参考資料等とします。様式、表現は任意とします。

【受付期間】平成30年10月15日(月)～11月16日(金)

#### (7) 提案者との個別対話

提出された提案内容の確認後、参加申込書の日程を踏まえ、提案者との個別対話を以下の期間に行います。対話は1時間程度を予定しています。必要に応じ、追加で個別対話を行う場合もあります。

個別対話の具体的な実施日時及び場所については、別途ご連絡します。

また、対話の参加者は1提案者あたり5名までとします。

【開催期間】平成30年11月19日(月)～11月30日(金)

(8) 実施結果の公表

調査の実施結果の概要を世田谷区ホームページに公表します。

提案者の名称や提案されたアイデア及びノウハウの保護に配慮したうえで取りまとめ、内容について事前に提案者に確認したのち、公表します。

【公表時期】平成31年2月上旬(予定)

(9) 調査後の予定

調査により提案のあった内容を精査し、民間活力の導入により公園に新たな魅力が創出できると判断された提案等を踏まえて、公園計画や事業手法を検討し、事業者の公募を行うことを予定しています。

なお、調査は、事業の公募内容等を決定するにあたり、参考にするために実施するものです。したがって、事業者より提案された内容が公募条件等に採用された場合でも、後に公募による事業者選定が行われた際に、特別な加点等の優位性を持つものではありません。

(10) その他

1) 提案者の扱い

- ・提案者のアイデア及びノウハウを保護するため個別に対話を行います。
- ・提案者の名称を公表する予定はありません。
- ・提案者より提案された内容が公募条件等に採用された場合でも、後に公募による事業者選定が行われた際に、特別な加点等の優位性を持つものではありません。

2) 費用負担

調査における提案書類の作成及び個別対話参加に必要な費用は、提案者の負担とします。

3) 応募書類や個別対話における情報の取扱い

- ・応募書類は、理由の如何を問わず返却いたしません。
- ・著作権は、作成した提案者に帰属します。
- ・応募書類や個別対話により知り得た情報は、区立玉川野毛町公園拡張事業の検討以外には用いません。なお、情報の公開にあたっては、提案者と事前に確認のうえ公表いたします。
- ・応募書類は、世田谷区情報公開条例(平成13年3月13日条例第6号)に基づく情報公開請求の対象となる場合があります。世田谷区が必要と認める場合は、事前に提案者に確認のうえ、全部若しくは一部を公開することがあります。

(11) 参考となる関連する条例や上位計画等

世田谷区ホームページ上で掲載している下記の資料を参考とすること。

- ・世田谷区立公園条例（平成30年度9月時点）

（第五条の4関係）公園施設に設置に係る使用料		
種別	単位	使用料
土地	1平方メートル/月	1,396円

別表2 抜粋

公募方法により公園施設の設置又は管理する場合の土地に係る使用料の額は、月単位として使用するときには1月の使用料に、50を乗じて得た額の範囲内において規則で定める額とする。

条例改正により、使用料を改定することがあります。

- ・世田谷区基本計画
- ・世田谷区都市整備方針
- ・世田谷区環境基本計画
- ・世田谷区風景づくり計画
- ・世田谷区みどりの基本計画
- ・生きものつながる世田谷プラン（生物多様性地域戦略及び行動計画）
- ・世田谷区文化財保存活用基本方針
- ・世田谷区観光基本方針
- ・世田谷公共施設等総合管理計画
- ・世田谷区立公園等長寿命化改修計画

(12) 資料一覧

- ・玉川野毛町公園拡張事業の基本的な考え方に関する資料
  - 【参考資料1】玉川野毛町公園拡張事業の基本的な考え方について
  - 【参考資料2】玉川野毛町公園拡張事業計画について
  - 【参考資料3】ゾーニングと動線イメージについて
- ・玉川野毛町公園拡張事業の概要や現況等の参考資料
  - 【参考資料4】玉川野毛町公園拡張事業の概要
  - 【参考資料5】玉川野毛町公園を取り巻く自然環境及び歴史・文化資源
  - 【参考資料6】玉川野毛町公園の現況
  - 【参考資料7】玉川野毛町公園の周辺状況
  - 【参考資料8】玉川野毛町公園等の利用状況
  - 【参考資料9】玉川野毛町公園の利用実態等
  - 【参考資料10】既開園区域園内図
  - 【参考資料11】既開園区域及び拡張区域平面図
  - 【参考資料12】（仮称）野毛一丁目保育園整備計画の概要

次頁（13）へつづく

(13) 問い合わせ先

世田谷区役所みどり33推進担当部みどり政策課（城山分庁舎1階）

担当：津田、岡田、黒沼

電話番号：03 - 5432 - 2592

〒154-8504 東京都世田谷区世田谷4 - 24 - 1

メールアドレス：[sea02074@mb.city.setagaya.tokyo.jp](mailto:sea02074@mb.city.setagaya.tokyo.jp)

受付時間：土曜、日曜、祝日を除く 午前9時から午後5時まで